

安全衛生教育とその実践

産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学研究室 非常勤助教 岩崎 明夫

いわさき あきお ● 産業医科大学産業生態科学研究所作業関連疾患予防学研究室非常勤助教、ストレス関連疾患予防センター特命講師。専門は作業病態学、作業関連疾患予防学。主に、過重労働対策、メンタルヘルス対策、海外勤務対策、ストレスチェック、特定健診、両立支援の分野で活躍。

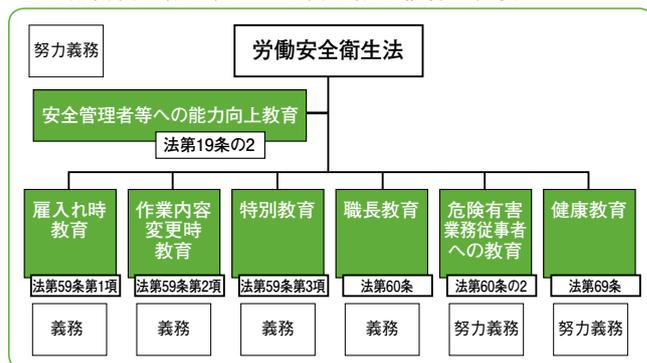
労働衛生教育には、生活習慣に焦点をあてた「健康教育」と、業務上のリスクに焦点をあてた「安全衛生教育」があります。これらは、総括管理、作業環境管理、作業管理、健康管理とともに、労働災害防止のための労働衛生の5管理の1つとして特に重視されています。労働衛生教育のうち、安全衛生教育の目的は、労働者の就業にあたって、労働者が職場の安全衛生に関する必要な知識を習得・実践することで、労働者のより安全で健康的な就業を実現し、ひいては事業場全体の安全衛生水準の維持・向上させることにあります。本稿では、安全衛生教育の適切な実践について、事業場でどのように展開・継続していくかについて振り返ります。

1. 安全衛生教育の位置づけ

わが国における労働災害および業務上疾病の推移では、死亡者数自体は年々減少してきていますが、休業4日以上死傷者数の総数、休業4日以上業務上疾病の罹患者数は近年下げ止まり、またはやや増加傾向にあります。労働災害や業務上疾病を未然に防止し、労働者の安全と健康を守るうえで欠かせないものとして安全衛生教育は位置づけられており、国は労働者の職業生活全般を通じ適時適切に安全衛生教育を受けるための「安全衛生教育推進要綱」を定め、社会経済情勢の変化に合わせて改定してきました。近年は就業におけるオンラインの活用やテレワークの拡大、加齢にともなう身体機能の低下の影響が出やすい高年齢労働者層の増加、パートタイム労働者や派遣労働者、裁量労働者等にみられる就業形態の多様化、パート・アルバイト労働者が多く安全衛生活動の展開が難しい場合がある第三次産業従事者の増加等の就業構造の変化や働き方の多様化を背景に労働災害の増加が懸念されています。また、2022年度までの第13次労働災害防止計画においても、「7. 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進」として、外部の専門人材との連携・活用とともに、安全衛生教育の充実が掲げられています。

安全衛生教育は、労働安全衛生法(図1)により規定される法定教育と法定外教育に大別されます。法的必要性があり、優先度が高いのは法定教育ですが、法定外の教育は後述のコラムにあるように、事業場の安全衛生水準の向上に大きく寄与するため、事業場の必要性に合わせて計画的に実施することが望まれます。実際に、労働災害事例や業務上疾病の事例をみても、安全衛生教育が未実施、または不十分とされる事例が多く、本来やるべき安全衛生教育が適切なタイミングで適切な対象労働者に実施されていれば、労働災害や業務上疾病の発生を回避することができたと思われる事例も目立ちます。近年の報告事例においても、例えば、船舶の塗装作業場にお

図1. 労働安全衛生法にみる安全衛生教育の概要



出典：中央労働災害防止協会「安全衛生教育促進運動」(一部改変)

いて有機溶剤を使用した作業を行う労働者が有機溶剤中毒で搬送された事例では、当該労働者が入職時あるいは配置前に安全衛生教育を受けないまま就労し、結果として、必須である有機ガス用防毒マスクを未着用で作業場に入構し、全体換気装置として設置してある送風機を稼働させずに作業に入っていたというような事例がいまなお散見されます。特に、有害な業務に従事する労働者が安全衛生についての知識、技能を十分に持たないで、作業方法を誤ってしまうと、すぐさま大きな労働災害につながる場合がありますので、必要な対策の1つとして安全衛生教育を実施することは事業者としての重い責任といえるでしょう。また、最近はパートタイム労働者や期間労働者

の労働災害事例においても、安全衛生教育が未実施、または不十分な事例があります。パートタイム労働者や期間労働者においても安全衛生教育は必要ですので、確実に実施してください。

2. 安全衛生教育の体系

次に安全衛生教育の体系を俯瞰的にみていきましょう。

安全衛生教育推進要綱では表1にあるように、教育の対象者、就業に必要な資格、就業時あるいは就業中の教育が体系化されています。これをみると、教育の対象者は経営トップから、安全衛生の専門家、管理監督者、一般の作業従事者まで幅広く、それぞれの役割、立場から必

表1. 安全衛生教育の体系

教育等の対象者	就業資格	就業時教育等	就業中教育等
1. 作業者 一般業務に従事する者 危険有害業務に従事する者 就業制限業務に従事する者 特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者 その他の危険有害業務に従事する者 一般業務に従事する者及び危険有害業務に従事する者	免許試験・技能講習	雇入時教育 特別教育 特別教育に準じた教育	(作業内容変更時教育) 危険有害業務従事者教育(定期又は随時)及び危険再認識教育 高齢時教育 健康教育
2. 安全衛生に係る管理者 安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 衛生推進者 店社安全衛生管理者 元方安全衛生管理者 救護技術管理者 計画企画者 作業主任者 安全推進者 職長等 作業指揮者 安全衛生責任者 交通労働災害防止担当管理者 荷役災害防止担当者 危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全マネジメントシステム担当者 化学物質管理者 健康保持増進措置を実施するスタッフ 事業場内産業保健スタッフ	実務経験等 免許試験等 実務経験・養成講習 実務経験・養成講習 実務経験 研修 実務経験・研修 免許試験・技能講習 実務経験	能力向上教育(初任時) 能力向上教育(定期又は随時) 職長等教育 指名時教育 選任時教育 選任時教育 指名時教育 指名時教育 選任時教育	能力向上教育(定期又は随時) 能力向上教育に準じた教育(定期又は随時) 能力向上教育に準じた教育(定期又は随時) 能力向上教育に準じた教育(定期又は随時) 能力向上教育に準じた教育(定期又は随時) 原材料、作業方法等に大幅な変更があったとき(随時) 健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修 メンタルヘルスクエアを推進するための教育研修
3. 経営トップ等 事業者 総括安全衛生管理者 統括安全衛生責任者 安全衛生責任者 管理職			安全衛生セミナー
4. 安全衛生専門家 産業医 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 作業環境測定士 安全管理士 衛生管理士	医師 免許試験・登録 免許試験・登録 試験・講習・登録 実務経験等 実務経験等		実務能力向上
5. 技術指導 特定自主検査に従事する者 定期自主検査に従事する者 生産技術管理者 設計技術者等	実務経験・研修	選任時教育	能力向上教育に準じた教育(定時又は随時) 技術者に対する機械安全教育(随時)
6. その他 就業予定の実業高校生		卒業前教育	

出典：厚生労働省「安全衛生教育等推進要綱」

要な安全衛生教育が規定されています。経営トップには事業者、総括衛生管理者、総括安全衛生責任者が含まれ、中災防等の安全衛生セミナーを通じて、事業場の安全衛生の方針を発信し安全衛生における責任を持つ立場として、必要な研修を受けることが望まれます。経営トップが事業場の安全衛生の推進に積極的に関与する事業場では安全衛生水準が高く、安全衛生教育の年間計画の作成や

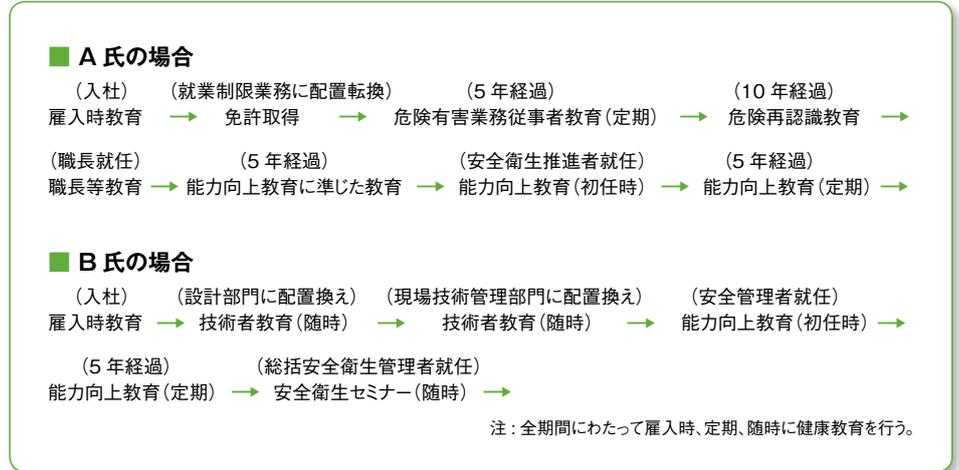
各種教育の体系的な推進もスムーズです。現場レベルでは、一般の作業従事者には、危険有害業務に従事する者、就業制限業務に従事する者、特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者、特別教育を必要としない危険有害業務に従事する者に対して、それぞれ就業時教育、就業中教育を行います。就業時教育には配置前教育があり、就業中教育には作業内容変更時教育等があります。現場の管理監督者向けの教育としては、業種や事業場の人員規模により、安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者および衛生推進者を対象とした教育があり、危険有害作業の種類や規則により、作業主任者、職長および作業指揮者を対象とした教育、元方安全衛生管理者を対象とした教育等があります。これらの役割は就業の資格として初任時に受講すべき教育であり、定期的または随時に能力向上教育を受講することが大切です。また、安全衛生専門家としては産業医の他、衛生管理者としての看護職、作業環境測定士等の技術系職種については役割を遂行するにあたり、適切な教育機会を検討しましょう。

これらの安全衛生教育の体系は、労働者の長期的な人材育成の観点も重要です。図2にあるように、雇入時教育から始まり、危険有害作業に関する教育や能力向上教育をはさみながら職長教育等を受けていくように、労働者の就業期間を通じて段階的に事業場の安全衛生人材を確保していきます。また教育受講記録の作成と保存はこのような人材育成・確保の観点からも重要です。

3. 現在の課題と対応

安全衛生教育を推進するうえで、事業者が留意すべき課題があります。ここでは、就業形態の多様化、海外派遣労働者、中小企業、第三次産業、高齢労働者、

図2. 労働者の生涯教育の事例



出典：厚生労働省「安全衛生教育等推進要綱」

外国人労働者等の課題と対応についてふれます。

まず、パートタイム労働者や派遣労働者等、職場を構成する就業者は多様化していますが、雇入時教育等を通して作業に関する安全衛生の知識の習得はパートタイム労働者や派遣労働者等を含めてすべての労働者に教育する必要があります。国内から海外派遣する労働者については、国内と異なる面が多く、派遣前に海外現地における就業面や生活面に関する安全衛生の知識についても教育することは大切です。中小企業においては内部で安全衛生教育を推進する人材を確保することは困難な場合があります。親会社の支援や共同実施、外部の専門家や安全衛生団体の活用等による教育機会の確保・充実が望まれます。また、第三次産業において、特にパート・アルバイト等の非正規労働者が多い場合には、慣れない時期の労働災害の発生を防止する観点から、雇入時教育の確実な実施等を進める必要があります。経営トップを含め安全衛生体制の確立が重要です。わが国全体で高齢労働者が増加傾向にあり、労働災害の半数が50代以上の労働者に発生していることを踏まえ、高齢労働者に適した作業環境・職場づくりや適正配置とともに、高齢労働者を対象とした安全衛生教育が必要です。その内容は、加齢にともなう心身機能の低下の特性への理解、心身機能の変化に応じた安全な作業方法、作業ペースに関する事項等を含むことが大切です。近年、外国人労働者は特に特定技能外国人の対象分野拡充を受けて増加傾向にありました。外国人労働者が労働災害防止に関する指示を確実に理解できるように、平易な日本語の使用と母国語の併記をすすめ、基本的な合図・各種の事業場内の標識や掲示の理解が進むように適切に教育を行うことが望まれます。

安全衛生教育は、労働者の安全と健康を確保するうえでそのベースとなる活動であり、国も強力にその推進を支援しています。このため、2013（平成25）年度から、厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会が主唱し、安全衛生関係団体等の協賛により、安全衛生教育促進運動が毎年12月1日～4月30日の期間に展開されています。年度初めは入職や異動・転職等で安全衛生教育の対象者が増えていく時期であり、この時期に向けて事業場においては計画的に安全衛生教育を構築・実践していくことが求められています。

特に2020年以降は新型コロナウイルス感染症の影響があり、安全衛生教育が従来の様式ではなかなか進めにくい状況があります。感染拡大による1回目の緊急事態宣言の発令は2020年の年度初めの時期と重なり、予定の安全衛生教育が延期された、当初の計画に沿った教育実施が難しい、集合型での実施が困難であった、参加者数の絞り込みや参加の自粛傾向により参加者が減少した等の声が聞かれました。また、テレワークの拡大による働き方の変化の影響もあり、オンライン型安全衛生教育が実施できるようになっています。

安全衛生教育促進運動では表1にあるように、事業

表1. 各事業場で実施する事項

1. 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
2. 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
3. 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
4. 法定教育等の徹底
ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者含む）に対する雇入れ時教育
イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育、新たに特別教育が必要となる業務など（フルハーネス型墜落制止器具の使用が義務づけられる高所作業、電気自動車等の整備業務、伐木作業等を含む）に従事する者に対する特別教育
エ 職長などに新たに就任する者に対する職長等教育および「製造業における職長等の能力向上教育カリキュラム」を活用した職長等の能力向上教育の推進
オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
ク 健康の保持増進を図るための健康教育
ケ 職場でのハラスメント防止対策の推進のための教育・研修
コ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
5. 法定教育外の教育等の充実
ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者に対する教育
イ 化学物質管理者教育
ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスクア推進のための教育・研修
オ 新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の予防・対策に関する教育
カ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
キ 管理職に対する安全衛生教育
ク 高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
ケ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
コ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
6. オンラインを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
7. 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
8. 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

表2. 各地域における安全衛生教育の相談窓口（電話）

本部	TEL
安全衛生教育相談窓口	03-3452-6296
各地区センター	TEL
北海道安全衛生サービスセンター	011-512-2031
東北安全衛生サービスセンター	022-261-2821
関東安全衛生サービスセンター	03-5484-6701
中部安全衛生サービスセンター	052-682-1731
同 北陸支所	076-441-6420
近畿安全衛生サービスセンター	06-6448-3450
大阪労働衛生総合センター	06-6448-3464
中国四国安全衛生サービスセンター	082-238-4707
同 四国支所	087-861-8999
九州安全衛生サービスセンター	092-437-1664

場での実施事項をまとめています。令和2年度においては、従来の実施事項に追加して「製造業における職長等の能力向上教育カリキュラムの活用」、「職場でのハラスメント防止対策の推進のための教育」、「新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の予防・対策」、「高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育」、「オンラインを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進」が示されています。また、これらの教育の計画・実施にあたり、中央労働災害防止協会では「安全衛生教育に関する相談窓口」（表2）を設置していますので活用しましょう。

出典：中央労働災害防止協会「令和2年度安全衛生教育促進運動実施要領」